

2012年10月

会員各位

日本腎臓病薬物療法学会
専門・認定薬剤師認定制度対策委員会
委員長 三宅 健文

平成25(2013)年度 専門・認定薬剤師認定試験申請に係るご案内

－ 専門・認定薬剤師認定試験の受験案内 －

本学会の専門・認定薬剤師の認定を受けるには、下記の受験資格を具備した上で、専門・認定薬剤師認定試験申請を行い、認定試験に合格する必要があります。

平成25(2013)年度の申請手続きならびに認定試験の実施要領は、下記の通りとなります。

1. 認定薬剤師の認定試験申請資格(認定試験の受験資格)

申請時に次の各項に定める資格を全て満たす者であること。

(1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。

(2) 薬剤師歴5年以上、申請時において引き続いて3年以上本学会会員であること。

【註1】現在は、過渡的措置期間のため、2012年12月31日までに入会し継続して会員の方

(3) 日本医療薬学会認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師(5年以上)、日本薬剤師会生涯学習支援システムレベル5以上、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師のいずれかであること。

(4) 申請時において、日本腎臓学会、日本透析医学会のいずれかの個人会員であり、日本医療薬学会、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会のいずれかに所属していること。

(5) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準(別表)の修得単位が、受験年の直近2年間で30単位以上あること。

【註2】直近2年間とは、申請する年を含まない過去2年前まで可能であり、今回は、申請する年が2013年であるため、その過去2年前の2011年、2012年と2013年を対象となります。

(6) 日本腎臓病薬物療法学会(日本腎と薬剤研究会も含む)、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病および透析患者の薬物療法に関する学会発表が、3回以上(うち、少なくとも1回は発表者)あること。

【註3】全国レベルの学会とは、日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準(別表)に記載されている学会が対象です。

2. 専門薬剤師の認定試験申請資格(認定試験の受験資格)

申請時に次の各項に定める資格を全て満たす者であること。

(1) 腎臓病薬物療法認定薬剤師として、腎臓病および透析患者の薬物療法などの関連する診療に3年以上携わっていること。

【註4】現在は、過渡的措置期間のため、2016年までは適応されません。

(2) 5年間継続して本学会の会員であること。

【註5】現在は、過渡的措置期間のため、2012年12月31日までに入会し継続して会員の方

(3) 申請時において、日本腎臓学会、日本透析医学会の両方の個人会員であること。

(4) 日本腎臓病薬物療法学会(日本腎と薬剤研究会も含む)、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病および透析患者の薬物療法に関する学会発表が、5回以上(うち、少なくとも2回は発表者)、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に腎臓病および透析療法に関する学術論文を投稿が3編以上(うち、少なくとも1編は筆頭著者)の全てを満たしていること。

(5) 申請時に、直近5年間の30自験例を提出できること。

【註6】過渡的措置期間の2016年までは、専門薬剤師認定試験の2次審査として取り扱います。

<お問い合わせ先>

本申請に係るご質問は、E-mail (ninteinfo@gmail.com) でのみで受付いたします。